9　指定自動車教習所における大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第三条新府令第三十三条第五項第一号チ又は第三十四条第二項第二号若しくは第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第三条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

10　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第三条新府令第三十三条第五項第一号チ又は第三十四条第二項第二号若しくは第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第三条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11　指定自動車教習所におけるＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る技能検定は、第三条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第三条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量一万キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（運転することができる大型自動車を自衛隊用自動車に限る大型免許にあつては、最大積載量六千キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）を使用して行うことができる。

12　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条新府令第三十四条の技能検定に合格している者は、第三条新府令第三十四条の技能検定に合格した者とみなす。

13　附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第二条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明は、第三条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明とみなす。

14　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経過する日までに大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る法第九十九条第一項の規定による申請をした者に対する同項の規定による指定の基準については、第三条新府令第三十三条第五項第一号チ及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（大型第二種免許等に関する経過措置）

第五条　大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型第二種免許（以下「ＡＴ大型第二種免許」という。）を除く。）及び大型仮免許（ＡＴ大型仮免許を除く。）に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。）については、第四条の規定による改正後の道路交通法施行規則（以下この条において「第四条新府令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

2　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）及び大型仮免許（ＡＴ大型仮免許を除く。）に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。）は、第四条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が五・一五メートル以上のものを使用して行うことができる。

3　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格している者は、第四条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格した者とみなす。

4　附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に技能試験について第三条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書は、技能試験について第四条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書とみなす。

5　指定自動車教習所における大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第四条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第四条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第四条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第四条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　指定自動車教習所におけるＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る技能検定は、第四条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第四条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が五・一五メートル以上のものを使用して行うことができる。

8　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三条新府令第三十四条の技能検定に合格している者は、第四条新府令第三十四条の技能検定に合格した者とみなす。

9　附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第三条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明は、第四条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明とみなす。

10　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経過する日までに大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る法第九十九条第一項の規定による申請をした者に対する同項の規定による指定の基準については、第四条新府令別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第六条　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「新府令第二十二条」を「道路交通法施行規則第二十二条」に、「第二項」を「第二項、第五項及び第七項」に、「第三項、第五項及び第六項」を「第四項、第六項、第九項及び第十項」に、「新府令第二十八条の二」を「同規則第二十八条の二」に、「第二十四条第一項」を「同規則第二十四条第一項」に、「同条第三項」を「同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同項第一号中「ＡＴ普通免許」とあるのは「ＡＴ中型免許」と、「普通自動車」とあるのは「中型自動車、準中型自動車及び普通自動車」と、同条第六項」に、「同項第三号中「普通免許」を「普通免許」に、「同条第四項」を「同条第八項」に、「同条第五項」を「同条第九項」に、「同項第二号中」を「同項第四号中「普通免許」とあるのは「中型免許」と、」に、「同条第六項」を「同条第十項」に、「同条第七項及び第八項」を「同条第十一項及び第十二項」に、「第二十五条中」を「同規則第二十五条中」に、「第二十六条中」を「同規則第二十六条中」に改める。